

# 第1章 バリアフリーマスタープランについて

## 1-1 策定にあたって

### (1) 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化が進む中、豊中市(以下、「本市」という。)では、平成17年(2005年)頃から総人口が増加傾向にあるものの、将来的には減少へ転じることが推計され、令和3年(2021年)4月の住民基本台帳では、65歳以上の高齢者率は25.8%となっており、今後さらに高齢者率の上昇が考えられます。

本市では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー法」という。)(平成12年(2000年)11月施行)に基づき、平成14年(2002年)に「豊中市交通バリアフリー化の基本方針(以下、「交通バリアフリー基本方針」という。)」を策定しました。この基本方針に基づき、重点整備地区として、市内14の旅客施設(13駅舎1空港)を9区分し、4期に分けて基本構想を策定するとともに、隣接する吹田市に位置する桃山台駅についても、吹田市と協働で基本構想を策定し、平成22年度(2010年度)までに市内に立地する全駅と桃山台駅にエレベーターの設置や駅周辺の歩道の改善などを行い、重点整備地区での事業が概ね完了しました。平成23年度(2011年度)からは、市全域として、生活道路のバリアフリー化を目的とした「住居地区バリアフリー整備事業」の取り組みを行い、令和2年度(2020年度)に全ての地区で概ね事業が完了しました。また、平成7年(1995年)に安全で快適な歩行空間を形成するための「歩道改良計画」を策定し、令和2年度(2020年度)までの整備を目標とする「歩道改良実施計画(改訂版)」により、市内の歩道改良整備を進めるとともに、市のバリアフリーの取り組みについて、平成24年度(2012年度)より、「豊中市バリアフリー推進協議会」を毎年開催し、バリアフリー事業(道路・旅客施設・市有施設・公園・駐車場・ソフト施策)の情報共有と意見交換、進行管理及び継続的改善を行ってきました。

こうした中、平成30年(2018年)5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正バリアフリー法」という。)」が公布され、多様な個性を持つ全ての人々が、互いの個性を尊重しあう共生社会の実現や社会的障壁の除去に向け、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための「移動等円滑化促進方針」を定めるものとされました。

以上のことから、これまでの交通バリアフリー基本方針を踏襲しつつ、「改正バリアフリー法」の要件に沿った「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定するものです。

なお、バリアフリーに関連する近年の社会情勢として、ウィズコロナ・アフターコロナにおける市民のライフスタイルの変化や今後の少子高齢化をふまえた本市の学校など公共施設の統合・再編の進展が予想されることから、本計画においても可能な限り対応していくこととします。

(2) バリアフリーに関する法制度の変遷

平成6年(1994年)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、「ハートビル法」という。）」、平成12年(2000年)に「交通バリアフリー法」が制定され、平成18年(2006年)に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。）」が制定されました。これにより、ハード・ソフト両面の施策を充実し、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するものと定められました。

その後、平成30年(2018年)に「バリアフリー法」が改正され、(同年5月公布・11月施行・一部規定は平成31年(2019年)4月施行)「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が法の理念として明確に示されるとともに、市町村は「移動等円滑化促進方針」を作成することと定められ、令和2年(2020年)の同法改正では、(同年5月公布・6月一部施行・全面施行は令和3年(2021年)4月施行)施設管理者におけるソフト面の取組み強化や「心のバリアフリー」の取組み推進などが定められました。

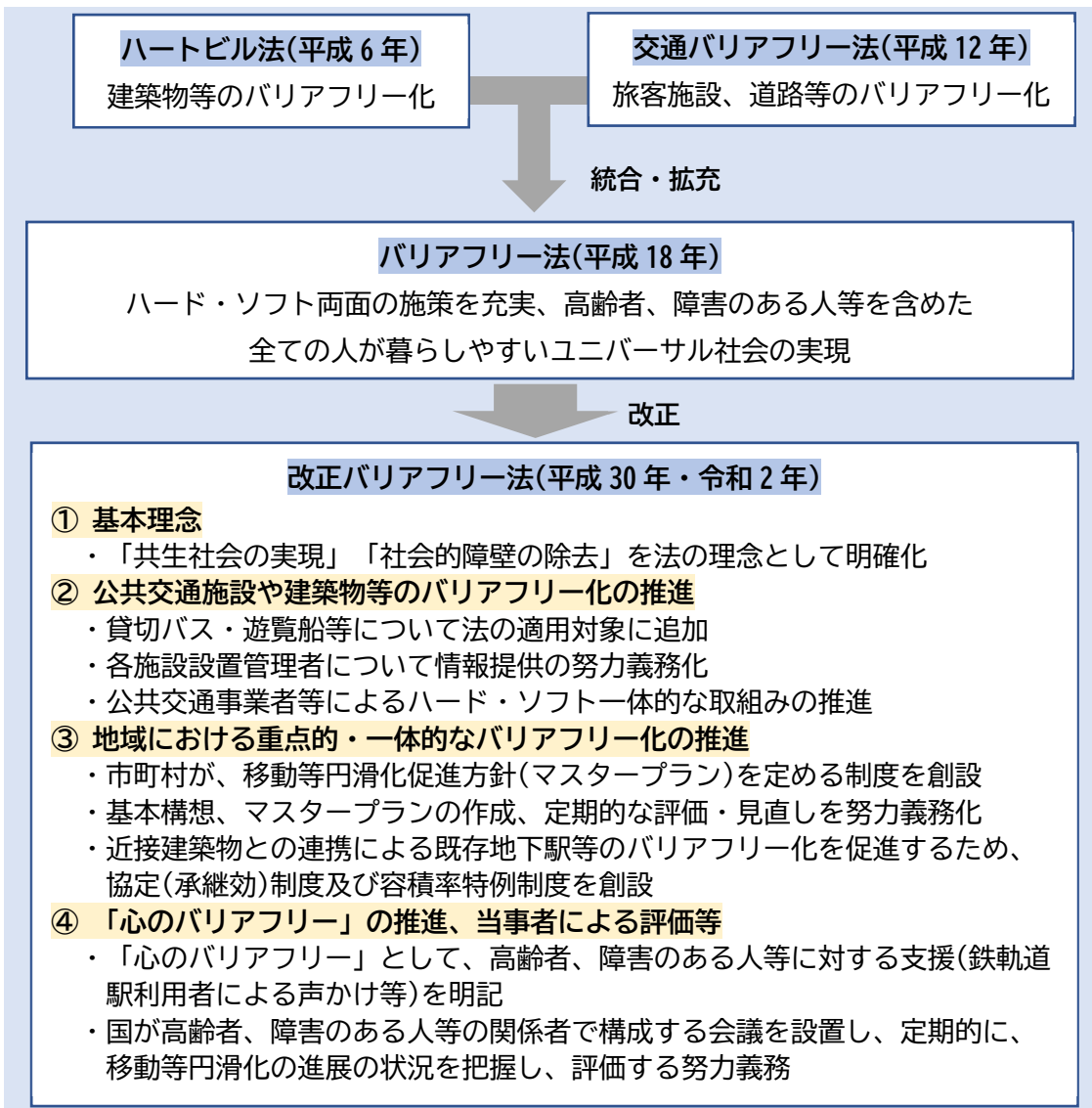


図 バリアフリーに関する法制度の変遷

## 1-2 バリアフリーマスタープランの概要

### (1) 役割

市町村が策定するバリアフリーマスタープランは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害のある人等が利用する施設が集まった地区(「移動等円滑化促進地区」)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、バリアフリーマスタープランにおいては、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にした上で、当該方針をふまえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいとされており、本市においても市域全体を対象に策定するものとしてします。



図 マスタープラン・基本構想のイメージ図

出典：「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」国土交通省

## (2) 位置づけ

「バリアフリーマスタープラン」の策定にあたっては、平成14年(2002年)に策定された「交通バリアフリー基本方針」を基本に改訂し、関連法令に基づき、本市の上位・関連計画とも整合を図ります。

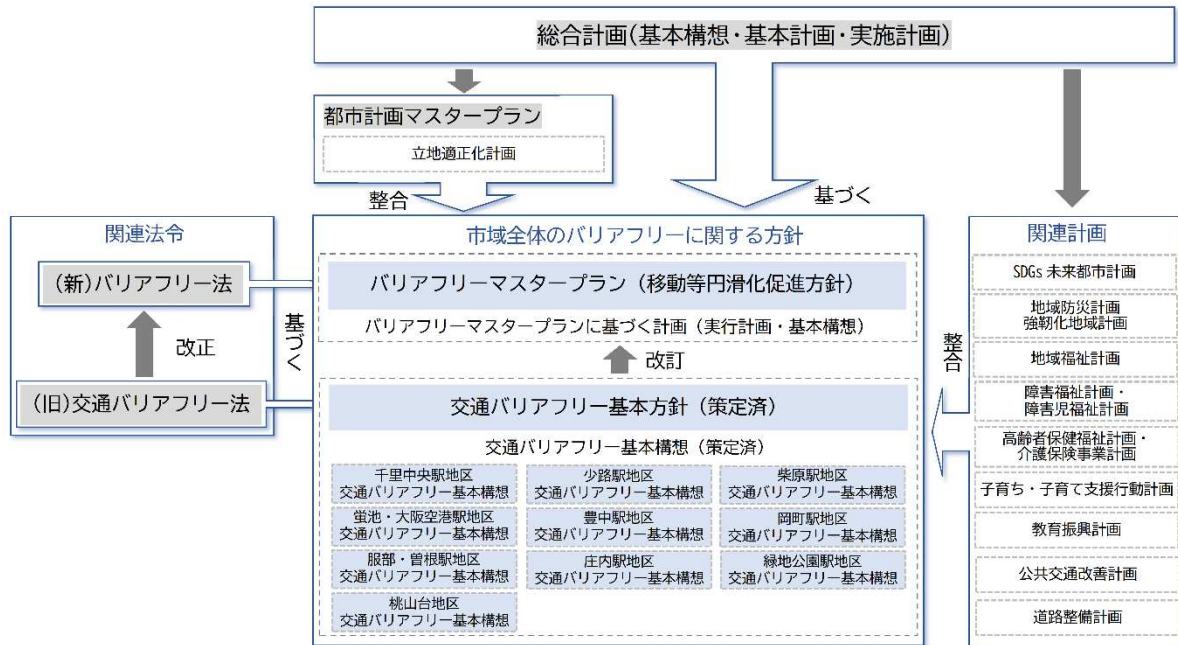


図 バリアフリーマスタープランの位置づけ

また、本市においては、持続可能な開発目標 SDGs に基づいた施策展開を図っており、全17の国際目標の内、本計画では「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「13. 気候変動に具体的な対策を」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に向けた取組みを進めます。



## (3) 目標年次

本市の基本的な施策の方針である総合計画や都市づくりの基本方針である都市計画マスタープランをふまえ、計画期間を令和4年度(2022年度)から令和9年度(2027年度)とします。ただし、社会や地域の変化、市民ニーズ、フォローアップによる施策の進捗状況の確認などをふまえ、計画期間中であっても必要に応じて改訂を行うものとします。

計画期間：令和4年度（2022年度）～令和9年度（2027年度）